



畑作物共済

大豆



経営安定を図るため、大豆共済に加入しましょう

★ 3つの加入方式から選択できます。
(地域インデックス方式は別紙を参照ください。)

補償が厚い全相殺方式
をおすすめします！

加入方式	ぜんそうさいほうしき 全相殺方式	はんそうさいほうしき 半相殺方式
選択できる 補償割合	9割、8割、7割	8割、7割、6割
基準単収 (10アール当り 基準収穫量)	過去の出荷データ、青色・白色 申告書等により設定します。	栽培実態、土地条件、過去の 被害実績等を参酌し、耕地ご とに設定します。
引受収量 (補償する数量)	基準収穫量×9割 (または8割、7割)	基準収穫量×8割 (または7割、6割)
	※ 基準収穫量 = 基準単収 × 引受面積	
評価方法	被害耕地全ての確認とJA等の 出荷データ、青色・白色申告書 等により調査	被害申告耕地を実測（または 検見）の方法により調査
被害量算定	全ほ場の減収量と増収量を相殺	ほ場ごとの減収量を合計
加入資格	5アール以上栽培し、原則過去5 か年間においてJA等に生産量 のおおむね全量を出荷しており、今 後も出荷が確実な農家等が加入で きます。 また、収穫量が青色・白色申告書 等により適正に確認できる農家等 も加入できます。	5アール以上の栽培農家等が加入 できます。

大豆共済のご案内

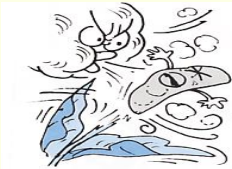
■ 補償期間(共済責任期間)

- 補償期間は、発芽期(移植するものは移植期)から収穫するまでの期間です。

■ 支払対象となる災害(共済事故)

- 支払い対象となる災害は、風水害、土壤湿潤害、干害、冷害、ひょう害、その他気象上の原因(地震及び噴火含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害です。

・ 風水害



・ 土壤湿潤害



・ 病虫害



・ 鳥獣害



■ 補償金額(共済金額)

- 引受収量に1kg当たりの補償金額を乗じて算定します。
- 万一の災害に備え、補償金額は最高額(順位:第1位)をおすすめします。
【1kg当たりの補償金額 単位:円】

区 分	順 位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
交付農業者(課税事業者)の金額		294	265	235	206	176	132	119	106	92	79
交付農業者(免税事業者)の金額		302	272	242	211	181	132	119	106	92	79
種子用の金額		384	346	307	269	230					
交付農業者以外の金額		132	119	106	92	79					

※交付農業者とは畑作物(大豆)の直接支払交付金の交付申請をされる方です。

※交付農業者のうち、消費税について課税農業者か免税農業者かにより、選択できる補償金額が異なります。

※畑作物の直接支払交付金の面積払(営農継続支払)を交付申請する農業者で、**引受収量が一定収量(分岐収量)以下の農業者は販売収入しか補償されないため**、畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無に関わらず、販売収入部分(交付農業者6位以下)の1kg当たりの補償金額になります。

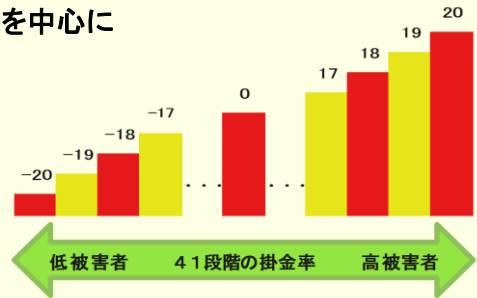
■ 加入のお申し込み

- お申し込みの際は「畑作物(大豆)共済のご契約にあたって」(重要事項説明書及び個人情報の取り扱い)の内容をご確認・ご了承の上、「畑作台帳及び畑作物(大豆)共済加入申込書兼変更届出書」に大豆の作付けをする全ての耕地の地名・地番、栽培面積、及びその他必要事項等を記入してください。
- 「経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書」を記入してください。
- 上記の加入申込書及び申告書を**5月1日から5月31日まで**に組合に提出してください。

■ 共済掛金

- 共済掛金の55%は国が負担します。
- 共済掛金率は過去の被害状況により、基準となる区分「0」を中心に41段階の区分で設定されます。

※41段階の区分は、被害(共済金の支払い)がなければ段階が下がります。段階の数字が小さいほど掛金率が低く、大きいほど掛金率が高くなります。



参 考

10a当たり共済掛金の計算例

基準単収200kg、1kgの補償金額294円(課税事業者の補償金額 第1位)とした場合の10アール当たり農家負担共済掛金は下記のとおりです。ご自身の単収に置き換えて、計算してみてください。

加入方式 項 目	全相殺方式 (9割補償)	半相殺方式 (8割補償)	掛金計算欄
基準収穫量 ①	200kg	200kg	kg
引受収量 ② (① × 補償割合)	180kg	160kg	kg
補償金額 ③ (② × 294円)	52,920円	47,040円	円
共済掛金率 ④ 【組合標準率】	4.61%	2.18%	%
掛金総額 ⑤ (③ × ④)	2,439円	1,025円	円
農家負担掛金 (⑤ - (⑤ × 0.55))	1,098円	462円	円

補償が厚い全相殺方式をおすすめします！

■ 賦課金

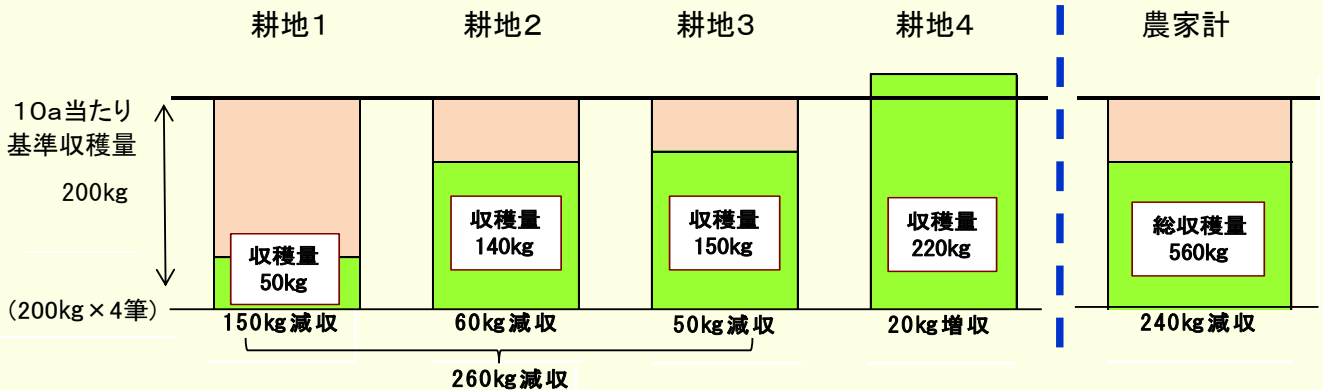
- 賦課金は引受面積10a当たり170円です。

■ 被害の申告

- 共済事故により被害が発生した際は、損害通知書兼野帳により被害申告をしてください。
- 損害通知書兼野帳に「主要管理実施状況表」、「経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請状況確認書」を添付していただきます。

■ 加入方式別の共済金のお支払い例

- ※ 大豆の作付耕地4カ所(4筆・各10a)を加入している場合
- ※ 1kg当たり補償金額を294円(課税事業者の補償金額 第1位)とした場合



《全相殺方式》9割補償

- ・農家ごとの減収量の合計が総基準収穫量の1割を超えた場合に共済金をお支払いします。基準収穫量より収穫量が多かった耕地の増収分は、減収量と相殺されます。
- ・具体的には、総基準収穫量から実収穫量の合計を差し引いて減収量を算出します。算出した減収量の内、総基準収穫量の1割を超えた分について共済金をお支払いします。

$$800\text{kg} (200\text{kg} \times 4\text{筆}) - 560\text{kg} (50\text{kg} + 140\text{kg} + 150\text{kg} + 220\text{kg}) = 240\text{kg} \cdots \text{減収量} \textcircled{1}$$

$$240\text{kg} \textcircled{1} - 80\text{kg} (800\text{kg} \times 10\%) = 160\text{kg} \cdots \text{共済減収量} \textcircled{2}$$

$$\text{共済減収量 } 160\text{kg} \textcircled{2} \times 1\text{kg} \text{ 当たり補償金額 } 294\text{円} = \text{支払共済金 } 47,070\text{円}$$

《半相殺方式》8割補償

- ・農家ごとに被害を受けた耕地の減収量を合計し、その合計した減収量が総基準収穫量の2割を超えた場合に、共済金をお支払いします。上の図の場合、「耕地4」は収穫量が基準収穫量を超えているので、減収量は0kgとなります。

$$260\text{kg} (150\text{kg} + 60\text{kg} + 50\text{kg}) - 160\text{kg} (800\text{kg} \times 20\%) = 100\text{kg} \cdots \text{共済減収量} \textcircled{3}$$

$$\text{共済減収量 } 100\text{kg} \textcircled{3} \times 1\text{kg} \text{ 当たり補償金額 } 294\text{円} = \text{支払共済金 } 29,400\text{円}$$

※ただし、畑作物の直接支払交付金の面積払(営農継続支払)を交付申請される農業者の皆さんは、面積払(営農継続支払)が当年の作付面積に応じて交付されるため、支払われる共済金は補償金額から面積払(営農継続支払)を控除したものとなります。

詳細は別紙「大豆の共済金の算出方法」をご参照ください。



地域インデックス方式

共済目的の種類	大豆
選択できる補償割合	9割、8割、7割
引受対象	乾燥子実で収穫され、かつ、田、畑で耕作する大豆
基準単収 (10アール当たり基準収穫量)	市町村ごとに、過去の統計単収により設定
引受収量 (補償する数量)	*基準収穫量×9割(または8割、7割)
評価方法	市町村ごとに被害申告耕地を1筆確認
被害量算定	市町村ごとに減収量を算定
加入資格	5アール以上の栽培農家等が加入できます

※ 加入者の「市町村ごとの引受面積 × 市町村ごとの基準単収」を合計したもの

■ 補償金額 (共済金額)

- 以下の表の中から1kg単位当たり補償金額を選択してください。
- 引受収量に選択した1kg当たりの補償金額を乗じて、補償金額(共済金額)を算定します。
- 万が一災害があったときのために補償最高額(順位:第1位)をおすすめします。

〈1kg当たり補償金額 単位:円〉

区分 \ 順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
交付農業者(課税事業者)の金額	294	265	235	206	176	132	119	106	92	79
交付農業者(免税事業者)の金額	302	272	242	211	181	132	119	106	92	79
種子用の金額	384	346	307	269	230					
交付農業者以外の金額	132	119	106	92	79					

- 賦課金は引受面積10a当たり166円です。

■ 共済掛金

例示する市町村は各支所で設定

- 国が共済掛金の55%を負担します。
 $共済掛金 = 共済金額 \times 共済掛金率 (3.04\%)$
- ※参考値として新潟市の共済掛金標準率を掲載しています。(市町村ごとに設定されます)

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - (共済掛金 × 55%)

10a当たり共済掛金の計算例(大豆9割補償を選択した場合)

基準単収 200kg、1kgの補償金額 294円(課税事業者の補償金額 第1位)とした場合

基準収穫量	引受収量	共済金額	共済掛金率	掛金総額	農家負担掛金
200kg	180kg	52,920円	3.04%	1,608円	724円

- 組合員ごとの危険段階別共済掛金率を導入しています。

大豆の共済金の算出方法

概要

農業共済は、自然災害等による農業者の収穫量の減少に伴う収入減少を補填する制度であり、補償金額から農業者の当年産の収穫量に伴う収入を除いて共済金を支払っています。

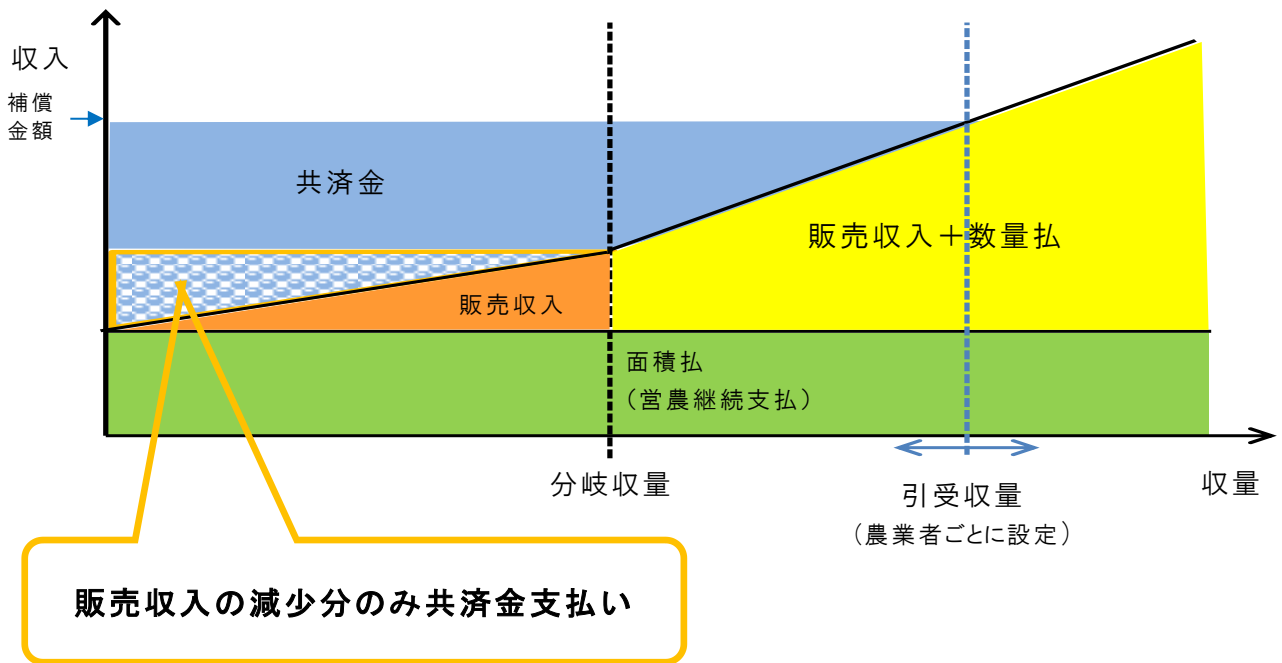
畑作物の直接支払交付金の面積払（営農継続支払）は、当年産の作付面積に応じて交付されるため、支払われる共済金は、補償金額から面積払（営農継続支払）を控除したものとなります。このため、一定収量（※分岐収量）以下の収量の減収分については、販売収入の減少分のみ支払いとなり、面積払（営農継続支払）の交付を申請する農業者の共済金が減額される場合があります。

※ 分岐収量とは、数量払と面積払（営農継続支払）の金額が一致する収量

共済金の算出方法

$$\text{共済金} = \text{補償金額} - (\text{販売収入} + \text{数量払} + \text{面積払（営農継続支払）})$$

補償イメージ

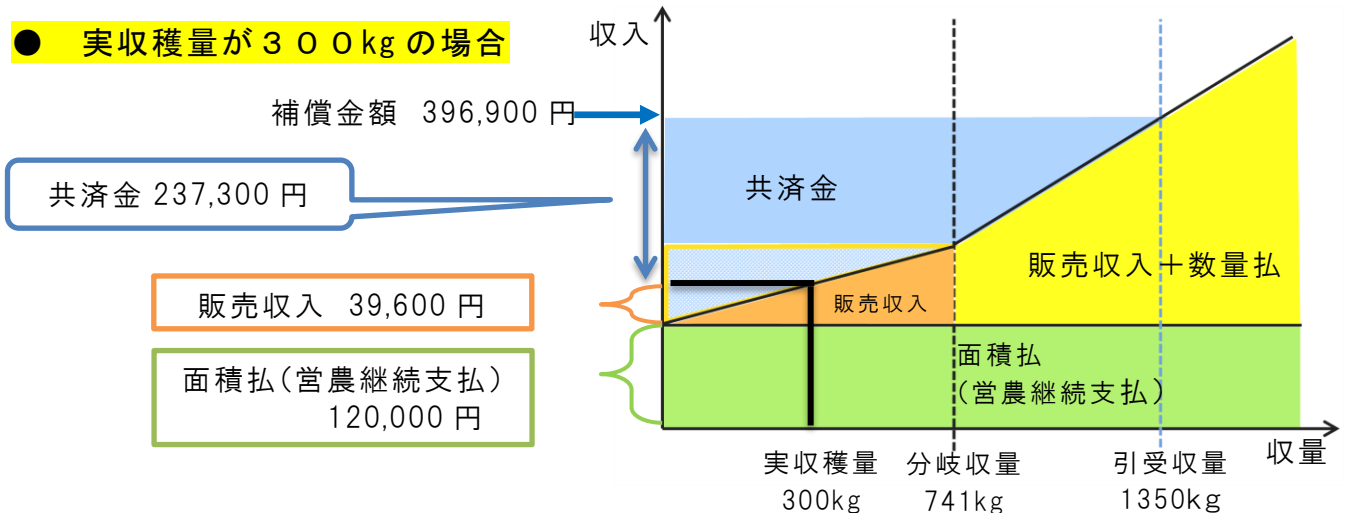


- 分岐収量以下の減収分については、販売収入の減少分のみ支払いとなります。
- 引受収量が分岐収量以下の組合員は販売収入部分しか補償されないため、畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無に関わらず、販売収入部分のみ加入となります。

面積払（営農継続支払）を交付申請する加入者の共済金支払い例 大豆共済（全相殺方式）

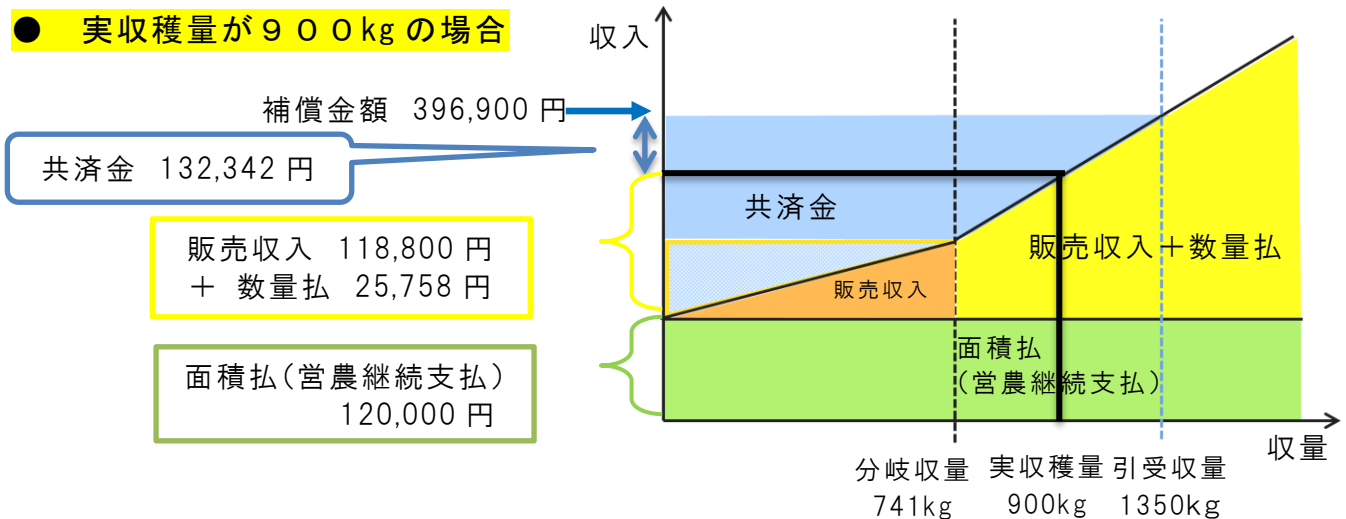
- 大豆の作付耕地 60a、1kg当たりの補償金額 294円（課税事業者の補償金額 第1位）で加入
- 耕地の基準収穫量 1,500kg（ $(250\text{kg}/10\text{a}) \times 60\text{a}$ ）
- 引受収量 1,350kg（9割補償）

● 実収穫量が 300kg の場合



$$\begin{aligned}
 \text{共済金} &= \text{補償金額} - (\text{販売収入} + \text{数量払} + \text{面積払(営農継続支払)}) \\
 &= 396,900\text{円} - (300\text{kg} \times \text{※1}132\text{円}) + \text{※2}0\text{円} + (20,000\text{円}/10\text{a}) \times 60\text{a} \\
 &= 396,900\text{円} - (39,600\text{円} + 0\text{円} + 120,000\text{円}) \\
 &= 237,300\text{円}
 \end{aligned}$$

● 実収穫量が 900kg の場合



$$\begin{aligned}
 \text{共済金} &= \text{補償金額} - (\text{販売収入} + \text{数量払} + \text{面積払(営農継続支払)}) \\
 &= 396,900\text{円} - ((900\text{kg} \times \text{※1}132\text{円}) + (\text{※3}159\text{kg} \times \text{※4}162\text{円}) + (20,000\text{円}/10\text{a}) \times 60\text{a}) \\
 &= 396,900\text{円} - (118,800\text{円} + 25,758\text{円} + 120,000\text{円}) \\
 &= 132,342\text{円}
 \end{aligned}$$

※1 8年産大豆の販売収入相当の1kg当たり補償金額

※2 数量払が面積払（営農継続支払）の交付金額を超えないため交付されない。

※3 分岐収量（上記支払い例の場合： $120,000\text{円}/162\text{円} \div 741\text{kg}$ ）を超える収量

※4 8年産大豆の数量払相当に係る1kg当たり補償金額

○実際の計算は収量建てで行うため、支払共済金が僅かに異なる場合があります。